⑹　まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第１種漁業の漁獲努力量で10,288（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海域	期間	係数
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成23年９月１日から平成23年10月31日まで	2
小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで	平成23年９月１日から平成23年10月31日まで	1
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	次のア、イ、ウ、エの４点を順次結んだ３線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア　山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ　アから西北西の線上15海里の点 ウ　新潟市新川の最大高潮時における河口の中心点（以下「新川河口中心点」という。）と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ　新川河口中心点	平成23年９月16日から平成23年10月31日まで	2
かれい固定式刺し網漁業	秋田県の地先水面（ただし第２種共同漁業権水域を除く）	平成23年２月１日から平成23年３月31日まで	0.5
	山形県の地先水面	平成23年３月１日から平成23年４月30日まで	0.5

㈱　かれい固定式刺し網漁業とは、省令第１条第４号に規定するかれい固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。

⑺　まこがれい

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第２種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第１条第１項第２号に規定する種類のものをいう。以下同じ。）及び手繰第３種漁業の漁獲努力量で16,260（隻日）とする。

採捕の種類	海域	期間
小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成23年１月１日から平成23年２月10日まで

㈱　周防灘とは、次のア、イの２点を結んだ線及びウ、エ、オ、カの４点を順次結んだ３線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。

ア　山口県下関市火ノ山下潮流信号所

イ　福岡県北九州市門司区門司埼灯台

ウ　大分県国東市国東町富来港灯台

エ　大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

オ　大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市杵崎西端と大分県国東市国東町富来港灯台とを結ぶ線との交点

カ　山口県光市杵崎西端

⑻　やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69,346（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海域	期間	係数
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成23年４月１日から平成23年６月30日まで	10
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	福島県の地先水面から茨城県の地先水面まで	平成23年４月１日から平成23年６月30日まで	1

3　第２種特定海洋生物資源ごとの平成24年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は以下の⑴～⑻のとおりとする。

⑴　あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第１種漁業の漁獲努力量で22,320（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海域	期間	係数
沖合底びき網漁業（うち１そうびき）	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分９秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く）	平成24年４月１日から平成24年５月31日まで	2
沖合底びき網漁業（うち２そうびき）	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成24年４月１日から平成24年５月31日まで	6
小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	石川県の地先水面から京都府の地先水面（日本海に限る）まで	平成24年４月１日から平成24年５月31日まで	1